支部設置規程

制 定 平成23年3月4日 最終改正 平成23年3月4日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の定款第2条第2項に規定する支部について必要な事項を定め、定款第4条に規定する事業を円滑に展開するための組織として設置する。

(名称)

第2条 支部の名称は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部(以下、任意の名称 を付ける。)とする。

(設置)

第3条 支部は、理事会の決議によって必要な地に置くことができる。これを変更又 は廃止する場合も同様とする。

(性格)

第4条 支部は、この法人の運営上の組織で、対外的事業について法的権限を有しないものとする。

(役員)

- 第5条 支部に次の役員を置く。
 - (1) 支部長 1人
 - (2) 事務局長 1人
 - (3) 会計 1人
- 2 支部長は、原則として市町村長を充てるものとし、理事長が任命する。
- 3 支部長の任期は退任するまでとする。
- 4 事務局長及び会計は支部長が任命する。

(地域緑化推進協議会の設置)

- 第6条 支部に、地域緑化推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、この支部の諮問に応じ、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 緑の募金の推進活動に関する審議及び提案
 - (2) 地域緑化推進活動事業に関する審議及び提案
- 3 協議会の委員は、各支部の地域性を考慮し、委員の構成及び人数を決定するものとする。

4 協議会の委員は、支部長が任命する。

(事業執行)

- 第7条 支部の活動は、定款第3条の目的及び第4条の事業並びに支部の年次事業計画に基づき、支部長の責任において行うものとする。
- 2 支部の事業は、理事長が定める「緑の募金実施要領」及び「地域緑化推進活動事業実施要領」に基づいて行わなければならない。

(会計)

- 第8条 理事長が別に定める支部会計要領に基づき、支部で会計を処理する。
- 2 支部の経費は、この法人の地域緑化推進活動事業費をもって支弁する。
- 3 支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(緑の募金推進会議)

- 第9条 緑の募金の推進並びに支部の円滑な運営を図るため、年1回以上、緑の募金 推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。
- 2 推進会議は、必要に応じて理事長が招集する。
- 3 推進会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 緑の募金活動の推進
 - (2) 地域緑化推進活動事業の推進
 - (3) 支部相互の連絡、調整
 - (4) その他支部運営の円滑化のために必要な事項の協議

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、支部の運営に関して必要な事項は、支部長が定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月4理事会決議)
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年 3月4理事会決議)